



株式会社 宮田屋珈琲と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定 協定書

(第 130003 号)

株式会社 宮田屋珈琲と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

株式会社 宮田屋珈琲は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基本項目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① 施設等の衛生管理 | ② 商品の品質管理 |
| ③ 従業者等の衛生管理 | ④ 問題発生時の危機管理 |
| ⑤ ①～④以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成25年10月28日

株式会社 宮田屋珈琲
代表取締役

宮田 一也

札幌市
市長

上田 文雄

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

●調理器具等の洗浄・消毒の徹底。

●作業台・包丁・まな板・ダスター及び機械類の洗浄、消毒、についての方法・回数を定めて適切に実施しております。